

時間帯 A 契約

平成29年4月1日実施

筑紫ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	3
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 需給契約の精算額	4
9. 名義の変更	4
10. 契約の変更または解消	5
11. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額	5
12. 本支管工事費の精算	6
13. 緊急調整時の措置	6
14. その他	6
付 則	7
別 表	8

1. 目的

この選択約款は、3.(6)に定める定時から定時以外への負荷移行が可能な需要を中心にお客さまの負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

- (2) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (3) 「最大需要期」とは、1 2月使用分（1 1月検針日の翌日から1 2月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (4) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (6) 「定時」とは、最大需要期における毎日の午後6時から午後9時までをいいます。
- (7) 「定時使用量」とは、定時における使用量をいいます。
- (8) 「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受けるガスを使用する機器の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切捨て）。ただし1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規程により課される消費税法および地方税法の規程により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「単位料金」とは、小売供給（一般契約）約款23. に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (11) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

次のすべての条件を満たし、お客さまとの協議が調った場合に適用いたします。

- (1) 定時使用量が1日の使用量の20パーセント以下であること。
- (2) 当社が定める基準に適合した流量調整装置を有する機器のエネルギー源としてのガスを使用する需要であり、当該のガス使用量を算定する専用ガスメーターを設置すること。
- (3) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に

先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

(1) お客様は、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。

(2) お客様は、新たにこの契約約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約使用可能量
- ② 契約年間使用量
- ③ 契約最大需要期使用量
- ④ 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、別途需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了に先立って当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

6. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日および今回の検針日における専用ガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は小売供給（一般契約）約款23.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

(3) お客様の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月またはその期間の基本料金は2.にもと

づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定いたします。

8. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、年間負荷率未達精算額および定時使用量超過精算額とし、当社は、当該精算額を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

（1）年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月あたり平均実績使用量/最大需要期の1か月あたり平均実績使用量) × 100〕が75パーセント（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

$$\begin{array}{l} \text{年間負荷率} \\ \text{未達精算額} = \end{array} \begin{array}{|l} \hline \text{当該契約年度における実績月} \\ \text{間使用量および各月の単位料} \\ \text{金にもとづいて算定した小売} \\ \text{供給（一般契約）約款料金} \\ \text{（早収料金）相当額の合計額} \\ \hline \end{array} \times 1.03 - \begin{array}{|l} \hline \text{当該契約年度における実績} \\ \text{月間使用量および各月の単} \\ \text{位料金にもとづいて算定し} \\ \text{た時間帯別A契約料金（早} \\ \text{収料金）相当額の合計額} \\ \hline \end{array}$$

（2）定時使用量超過精算額

当社は、定時使用量が1日の使用量の20パーセントをこえた日がある場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、各月ごとに次の算式によって算定する金額を限度とし、定時使用量超過精算額といたします。

$$\begin{array}{l} \text{定時使用量} \\ \text{超過精算額} = \end{array} \begin{array}{|l} \hline \text{当該月の実績使用量およ} \\ \text{び単位料金にもとづいて} \\ \text{算定した小売供給（一般} \\ \text{契約）約款（早収料金）} \\ \text{相当額} \\ \hline \end{array} \times 1.03 - \begin{array}{|l} \hline \text{当該月の実績使用量およ} \\ \text{び単位料金にもとづいて} \\ \text{算定した間帯別A契約料} \\ \text{金（早収料金）相当額} \\ \hline \end{array}$$

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは

この契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 契約の変更または解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2.(1)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものいたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4.の適用条件を満たさなくなった場合及び8.の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含む)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

11. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、10.(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、または10.(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は次のとおり契約中途解消精算額を申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解消精算額} = \frac{\text{解消日の翌日から契約終了月までの残存月数}}{\text{基本料金相当額}}$$

(2) 新たにこの約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量がそれまでの契約可能使用量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途} \\ \text{解消精算額} = \boxed{\text{前契約の1か月あ} \\ \text{たりの基本料金}} - \boxed{\text{新契約の1か月あ} \\ \text{たりの基本料金}} \times \boxed{\text{解消日の翌日から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数}}$$

1.2. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1.3. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、8.の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(1) 定額基本料金割引額

$$= \frac{\text{定額基本} \\ \text{料 金}}{\times} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

(2) 流量基本料金割引額

$$= \frac{\text{流量基本} \\ \text{料金単価}}{\times} \times \frac{\text{契約使用} \\ \text{可能量}}{\times} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

1.4. その他

その他の事項については、小売供給（一般契約）約款を適用いたします。

付則

1. 本供給約款の実施期日

本供給約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。

流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金又は調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{①早収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{早収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

$$\text{②遅収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{遅収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月につき	5,400.00円
---------	-----------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	288.85円
-------------	---------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	82.37円
-------------	--------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに小売供給 (一般契約) 約款 23. の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。